

財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団奨学金給付基準

〔平成4年2月1日
理事長裁定〕

改正 平成13年4月1日 平成16年10月1日
平成14年4月1日 平成19年2月27日
平成15年4月1日 平成22年4月1日

財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団奨学金給付等取扱要項（以下「取扱要項」という。）第5条の規定に基づき、次のとおり奨学金の給付基準を定める。

第1 スポーツ奨学金の種類

スポーツ奨学金は、「冠スポーツ奨学金」、「特別スポーツ奨学金」及び「指導者特別支援金」の3種類とする。

第2 寄附金及び賛助会費の受領

- 1 特定の個人、法人、企業、団体等から毎年度1件36万円以上又は60万円以上の寄附金又は賛助会費の納付があった場合は、当該寄附者又は賛助会員の厚意に応えるため、その名称を冠した冠スポーツ奨学金を給付するものとする。
- 2 前項の寄附金又は賛助会費は、冠スポーツ奨学金に充てるほか、特別スポーツ奨学金及び指導者特別支援金に充てることのできるものとする。

第3 奨学金の給付要領

1 給付を受ける者

- (1) 冠スポーツ奨学金及び特別スポーツ奨学金の給付を受けることができる者は、鹿屋体育大学の学生（大学院生を含む。以下同じ。）又は学生の競技団体とする。
- (2) 指導者特別支援金の給付を受けることができる者は、鹿屋体育大学の教職員とする。

2 選考手続

奨学金の給付は、顧問教員の推薦に基づき、選考委員会（取扱要項第4条第1項の規定に基づき、財団の理事長及び常任理事並びに鹿屋体育大学の学生担当副学長で構成する選考委員会をいう。以下同じ。）で審査し、決定する。

3 奨学金の給付の方法

(1) 冠スポーツ奨学金

全国的規模の競技大会等、予め選考委員会に登録した競技大会で極めて優秀な成績を収めた個人又は競技団体に対し、次のとおり冠スポーツ奨学金を給付する。ただし、国内大会にあっては一個人又は一団体当たり、原則として、当該年度内において全日本選手権クラス又は日本学生選手権クラスのうち成績又は奨学金の高い方のクラスを給付の対象とし、一個人は、一回とする。

		1 位	2 位	3 位
日本学生選手権	個人	7 万円	3 万円	2 万円
	競技団体	10 万円	5 万円	3 万円
全日本選手権	個人	10 万円	5 万円	3 万円
	競技団体	15 万円	10 万円	5 万円

陸上競技及び水泳のリレー種目、自転車、漕艇、ヨット及びカヌーの複数人が搭乗する種目、並びにビーチバレーは、個人扱いの給付とする。

このほか、競技能力が高く、全日本又は国際試合などで活躍できると思われる者に月額3万円の冠スポーツ奨学金を給付する。なお、故障または事故等で競技ができない場合は、選考委員会が審査し、奨学金を停止する場合もある。

(2) 特別スポーツ奨学金

国際大会に日本代表として出場し又は優秀な成績を収めた選手個人に、次のとおり特別スポーツ奨学金を給付する。

	出場が決定したとき	1位（金メダル）	2位（銀メダル）	3位（銅メダル）	4～8位
オリンピック	30万円	100万円	70万円	50万円	30万円

なお、当分の間、オリンピック以外の国際大会については、選考委員会での都度、協議するものとする。

(3) 指導者特別支援金

競技力向上の推進に資する実技指導教職員が、国際大会に日本代表として出場する選手の指導その他特別な指導を行うため、特別な支援を必要とするときは、選考委員会での都度、協議の上、指導者特別支援金を給付する。